明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一）　一

〔告示〕
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産三一五）　三

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録取消し関係　五
会社その他
会社決算公告　三

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第一号

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第二十一号）の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信